

障がい者福祉課からのお知らせ

障がい者福祉課 ☎ 27-7331
 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
 吉田 ☎ 72-6082 大滝 ☎ 55-0865
 荒川 ☎ 54-2116

障がい者のための 福祉手当・ 福祉医療費

①～⑤の手当、医療費につきま
 しては、すでに受給されている
 方は、申請の必要はありません

①特別児童扶養手当

対象 一定の障がい（※）があ
 る20歳未満の子どもを育ててい
 る方

※特別児童扶養手当認定診断書に
 より一定の障がいがあると認め
 られた方（おおむね身体障害者
 手帳1級～3級、療育手帳A、
 Bをお持ちの方）ただし、同居
 の家族に一定以上の所得がある
 場合は支給停止

手当額

1級 月額51,500円

2級 月額34,300円

※対象児童が社会福祉施設に入所
 している場合は受け取れません。

②在宅重度心身障害者手当

対象 次のどちらかに該当する
 方

I 在宅で生活している市・県民税
 非課税の方で、身体障害者手帳
 1級・2級、療育手帳A・A、
 精神障害者保健福祉手帳1級の
 いずれかをお持ちの方
 II 20歳未満で医療的ケアを必要と

する方で、身体障害者手帳1級
 または2級と療育手帳Aまたは
 Aを重複してお持ちの方

（他の手当を受けていても対象）
手当額 月額5,000円

【次の方は受けられません】

・ II 以外は、他の手当を受けてい
 る方
 ・ 社会福祉施設に入所している方
 ・ 65歳以上で新たに手帳を取得し
 た方

③障害児福祉手当

対象 障がいがあるため、常時
 介護が必要な20歳未満の方

※本人または扶養義務者に一定以
 上の所得がある場合は、一定期
 間支給停止

手当額 月額14,600円

【次の方は受けられません】

・ 社会福祉施設等に入所してい
 る方
 ・ 障害基礎年金を受けている方

④特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当する、
 在宅で生活している20歳以上の方

・ 国民年金法1級程度の障がい
 2つ以上ある方

・ 国民年金法1級程度の障がい
 1つあり、さらに国民年金法2級
 程度の障がい2つ以上ある方
 ・ 肢体不自由で、国民年金法1級程
 度の障がいがあり、日常生活にお
 いて常時特別な介護が必要な方

・ 内部障がいおよびその他疾患で、
 国民年金法1級程度の障がい
 あり、絶対安静の方

・ 精神障がい（知的障がい含む）
 で、国民年金法1級程度の障が
 いがあり、日常生活において常
 時特別な介護が必要な方

※本人または扶養義務者に一定以
 上の所得がある場合は、一定期
 間支給停止

手当額 月額26,830円

【次の方は受けられません】

・ 社会福祉施設等に入所してい
 る方
 ・ 病院または診療所に継続して3
 か月を超えて入院している方

⑤重度心身障害者医療費

対象 次のいずれかに該当する
 方

・ 身体障害者手帳1級～3級をお
 持ちの方
 ・ 療育手帳A、A、Bをお持ちの方
 ・ 精神障害者保険福祉手帳1級を
 お持ちの方

・ 65歳以上で高齢者の医療の確保
 に関する法律の「障害認定」を
 受けた方

【次の方は受けられません】

・ 65歳以上で新たに手帳取得され
 た方（更新により新たに該当要件
 を満たすようになった方を含む）

難病患者通院交通費補助金

対象 特定疾患医療給付受給者証、指定疾患医療
 受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾
 病医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療の
 ため市外の病院等に通院している方、または慢性腎
 不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院
 等に通院している方（吉田地区、大滝地区、荒川地
 区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方
 も対象）

※自動車等燃料費補助金を受給されている方、生活
 サポート事業を利用されている方は対象外

補助額 電車またはバスを利用した場合、運賃の2
 分の1の額。

自家用車を利用した場合、通院にかかる距離1km
 あたり4円。

請求期間 4月～7月分は8月中に、8月～11月分は
 12月中に、12月～3月分は平成29年4月中に申請

申請方法 次の書類を持って窓口へお越しください。

- ①各種医療受給者証または特定疾病療養受療証
- ②医療機関発行の領収書等、通院記録を証明できる
もの
- ③補助金振込先口座の名義・番号がわかるもの
- ④印鑑

在宅重度心身障害者 自動車等燃料費補助金

補助金の利用
者増加に伴い、
より多くの対象者へ
補助金を給付できる
ように燃料上限量を
変更しました。

普通自動車
上限30ℓ → 上限20ℓ

バイク
上限10ℓ → 上限5ℓ

補装具、日常生活用具の自己負担 金助成制度が変更になりました

4月より応能負担の観点から補装具の交付、日常生活用具の給付に要する自己負担金の助成を変更しました。

これにより、低所得世帯（市・県民税非課税世帯）を除く一般世帯（市・県民税課税世帯）に助成していた自己負担金の助成がなくなりました。制度の変更へのご理解をお願いします。

- 対象** 市内在住で、本人または同居かつ同一生計の親族所有の自動車等を自ら運転している、次のいずれかに該当する方
- ① 身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方
 - ② 身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する視覚障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
 - ③ 療育手帳A、A、Bをお持ちの方

「聴覚障がい者等災害時 援助用バンダナ」が完成!



市では、地震などの災害が起きた際に、聴覚障がい者に身に着けていただくことで、周囲に耳が不自由であることを周知し支援を求めたり、また、手話ができる方が聴覚障がい者への支援が可能なことを周知するために作成しました。

バンダナの配布については、障がい者福祉課へお問い合わせください。

- ④ 療育手帳A、A、Bを所持する知的障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ※秩父市福祉タクシー利用券、難病患者通院交通費補助金を交付されている方は除きます。
- 補助額** 使用燃料1ℓにつき50円
- 請求期間** 前期分（3月～8月）は9月10日まで、後期分（9月～平成29年2月）は平成29年3月10日までに申請してください。
- 申請方法** 新規申請の方は次の書類を持って窓口へお越しください。
- ① 各種障害者手帳
 - ② 運転免許証
 - ③ 自動車検査証または標識交付証明書
 - ④ 印鑑
- ※補助金の受給資格は、認定された月から発生します。

4月1日～ 障害者差別解消法が施行されました!

この法律は、国・県・市といった行政機関だけでなく、会社やお店などの民間事業者でも「障がいを理由とする差別」をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目指しています。障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

こんなことが差別にあたります	
不当な差別的取扱いの例 (正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為)	・「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入会できない。 ・車いすを利用していることを理由に入店を拒否する。 など
合理的配慮をしないことの例 (合理的配慮：障がいのある方が生活・活動するのに妨げになる、物事や決まりをできうる範囲で変えていくこと)	・視覚障がい者の方に説明をするのに、読み上げをしない。 ・障がいのある方が大勢利用する施設なのに、スロープの設置や段差解消がされない。 など ※ただし、合理的配慮はお金がかかり過ぎるような場合は、ほかのやり方を求めることがあります。

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も会社・お店なども禁止されています。合理的配慮は、行政機関は必ずしなければなりません。また、会社やお店は障がいのある人が困らないよう、できるだけ努力することが求められます。

東日本大震災、 東北被災三県（岩手・宮城・ 福島）がんばっています!



東日本大震災から5年が経過し、被災地の復興は徐々に進んでいます。しかし、今もなお東北被災三県産品に対する風評被害が残っているとの情報もあります。

産品の購入や観光地へ訪れることなどが復興への支援につながります。被災地を応援しましょう!

☎秘書広報課 ☎22-2505